

全石商発 21 第 88 号

2021 年 7 月 26 日

都道府県石油組合

理事長・事務局責任者 各位

全国石油商業組合連合会

副会長・専務理事 加藤文彦

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
(屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し等)

総務省消防庁は、2021 年 7 月 21 日付で①屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し、②仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の様式統一にかかる標記規則の一部を改正し、別添の通り都道府県消防本部あて発出したしました。

このうち、屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直しについては、消防庁が設置した「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」に、全石連から佐藤副会長（SS 経営革新・次世代部会長）が委員として参加し、検討をリードしてきた成果によるものです。

次ページに概要を取りまとめましたので内容をご確認の上、組合員の皆様にご周知くださるようお願いいたします。

(担当: 環境・安全対策 G 藤井)

TEL 03-3593-5819

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 概要

1. 屋外給油取扱所の基準に関する事項

- ①現行、給油取扱所敷地とキャノピー面積比で、 $\frac{1}{3}$ を超える場合は「屋内給油取扱所」、 $\frac{1}{3}$ 以下の場合を「屋外給油取扱所」として分類。
- ②給油時の雨水混入防止、労働環境の改善の観点からの要望を受け、「過疎地等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策の在り方に関する検討会」において、キャノピー面積の拡大による延焼拡大危険等の影響を検討。
- ③今般、当該給油取扱所が火災予防上安全であると認められる場合には、キャノピー面積割合 $\frac{2}{3}$ までを屋外給油取扱所とするよう基準を見直し。
- ④火災予防上安全と認められる例、認められない例（消防危第 172 号別紙参照）。

【認められる例】

- ・ $\frac{2}{3}$ 以下 かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない

【認められない例】

- ・ $\frac{2}{3}$ 超 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの

- ⑤令和 3 年 7 月 21 日より施行。

2. 申請書様式等に関する事項

- ①これまで市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保管監督者選任の実務経験証明書）を省令上規定し、統一。
- ②令和 4 年 1 月 1 日より施行。

以上

消 防 危 第 162 号
令和 3 年 7 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 71 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 屋内給油取扱所の基準に関する事項（第 25 条の 6 関係）

給油取扱所のうち、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が 3 分の 2 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされたこと。

第二 申請書等様式に関する事項（第 1 条の 6 及び第 48 条の 3 関係）

仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書について、新たに様式が規定されたこと。

第三 施行期日に関する事項（附則関係）

この省令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行すること。ただし、第 25 条の 6 の改正規定は、公布の日から施行すること。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：竹村、清水
TEL：03-5253-7524

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（概要）

（１）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

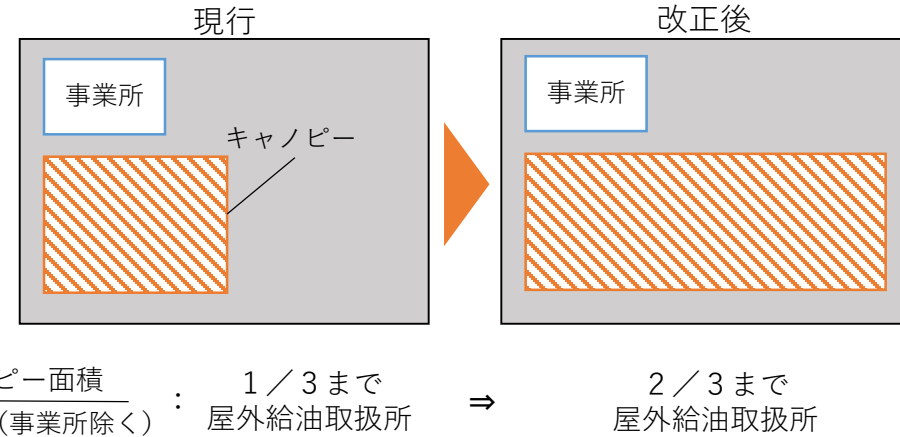
給油取扱所のキャノピー面積に関する現行基準

給油取扱所（ガソリンスタンド）は、
キャノピー（屋根）等の面積の敷地面積比で分類

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ



キャノピー面積基準の見直し

背景

- ・ 給油時の雨水混入防止
 - ・ 労働環境の改善
- の観点で要望あり

- ・ 「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）を開催。
- ・ 屋外給油取扱所のキャノピー面積の拡大による影響（延焼拡大危険等）を検討。

当該給油取扱所が火災予防上安全であると認められる場合には、キャノピー面積割合2/3までを屋外給油取扱所とする。

（２）様式の統一

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、これまで通知で示していた様式を省令上規定し、統一する。

公布日等

- 公布日：7月21日
- 施行日：(1)公布の日、(2)令和4年1月1日

消 防 危 第 172 号
令和 3 年 7 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

屋内給油取扱所の範囲に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する総務省令（令和 3 年総務省令第 71 号）が本日公布され、屋内給油取扱所の範囲に係る改正については、公布の日から施行されることとなりました。

本改正により、屋内給油取扱所の範囲については、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とされたことから、この「火災の予防上安全であると認められるもの」についての留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

貴職におかれては、下記事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 「火災の予防上安全であると認められるもの」について

（1）以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること（別紙①～③参照）。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと（別紙④、⑤参照）。

ア 道路に1面以上面している給油取扱所であつて、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

- (2) (1) 以外の給油取扱所（建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。）であっても安全性を確認できる場合があるため、必要な場合は個別に総務省消防庁危険物保安室に相談すること。

2 許可の変更に係る取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

- (1) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号）により手続を行うこと。
- (2) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同通知に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続を行うこと。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

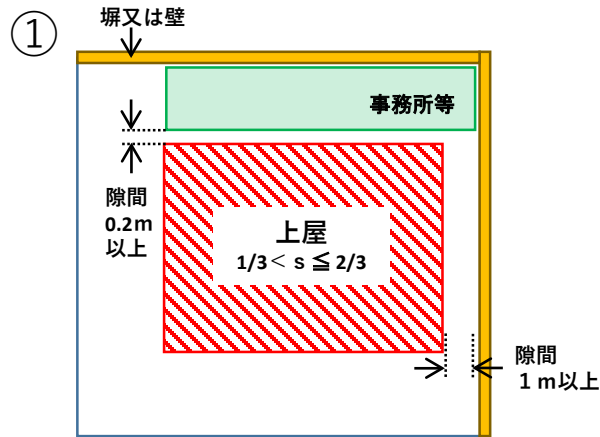
担当：岡田、蔭山、長岡、熊本、高野

TEL 03-5253-7524

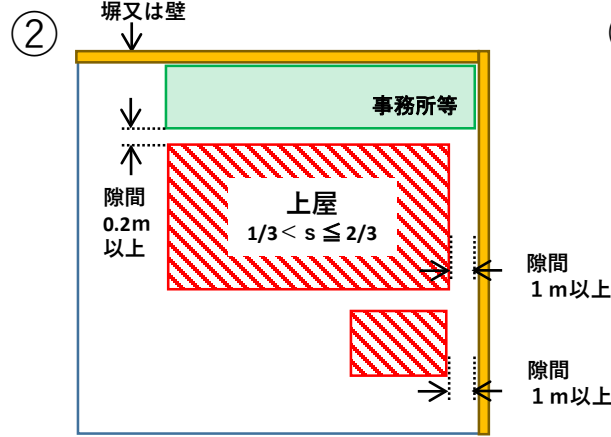
FAX 03-5253-7534

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

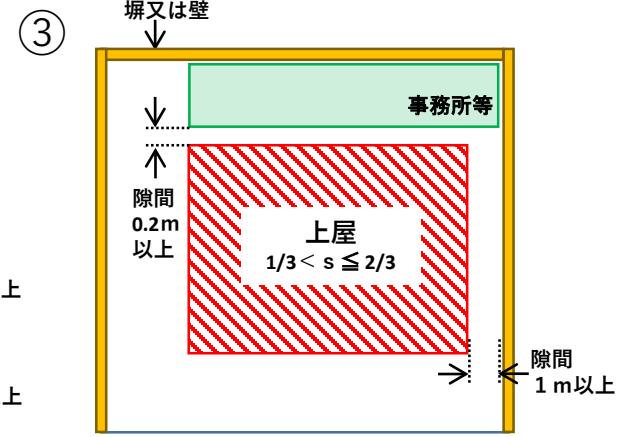
【認められる例】

 $1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない

2面が道路に面している（上屋：単独）
上屋が塀又は壁から1 m以上離れている

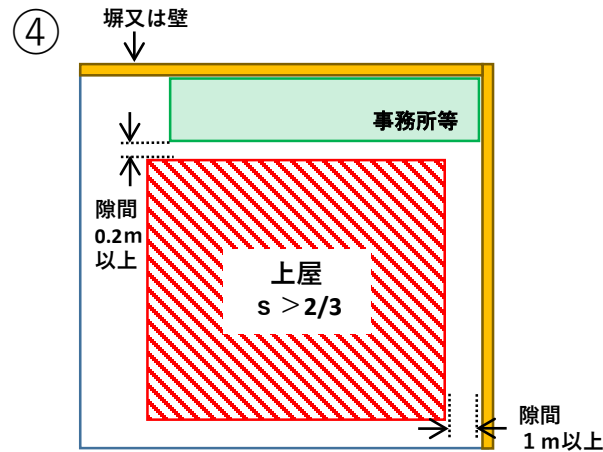


2面が道路に面している（上屋：複数）
上屋が塀又は壁から1 m以上離れている

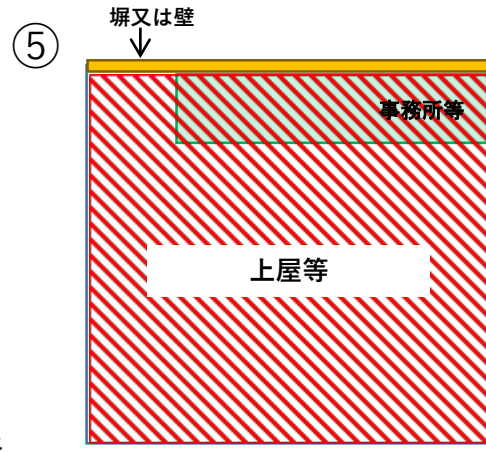


1面が道路に面している（上屋：単独）
上屋が塀又は壁から1 m以上離れている

【認められない例】

 $s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの

2面が道路に面している（上屋：単独）
上屋が塀又は壁から1 m以上離れている



建築物内に設置するもの又は給油取扱所の
用に供する部分の上部に上階を有するもの

$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

様式第 1 の 2 （第 1 条の 6 関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

年 月 日 殿 申 請 者 住 所 (電話) 氏 名 _____				
危険物の 所有者、管理者 又は占有者	住 所	電話 ()		
	氏 名			
仮貯蔵・仮取扱い の 場 所	所在地 ・ 名 称			
危険物の類、品名及び最大数量			指 定 数 量 の 倍 数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法				
仮貯蔵・仮取扱いの期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
管 理 の 状 況 (消火設備の設置状況を含む)				
現 場 管 理 責 任 者	住 所	緊急連絡先 ()		
	氏 名	【危険物取扱者免状：有（種類： ）・無】		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期 間 経 過 後 の 処 理				
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
		承認年月日 承認番号		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 20 の 2 （第 48 条の 3 関係）

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の別 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 年 月 日 事業所名 所在地 証 明 者 職 名 氏 名 電話番号 ()				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。